

上里町型下水道用鋳鉄製マンホールふた

呼び 600 高機能型 T-25/T-14

性 能 規 定 書

平成 23 年 12 月 15 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

上里町上下水道課

目次

1. 適用範囲	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2. 要求される性能と水準	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2-1. 常時及び雨天時の車両通行に対する安全性能	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2-1-1 耐スリップ性（ふた表面構造）	
2-1-2 耐がたつき性（ふた、受枠の勾配支持構造）	
2-1-3 耐荷重強さ（ふた基本構造）	
2-1-4 耐久性（材質）	
2-2. 大雨、豪雨時など有事における安全性能	・ ・ ・ ・ ・ P 4
2-2-1 ふたの圧力解放耐揚圧性	
2-2-2 ふた飛散防止性と転落防止性	
2-3. 常時、施工時、維持管理時の下水道用鋳鉄製 マンホール蓋安全管理性能	・ ・ ・ ・ ・ P 6
2-3-1 施工品質の確保	
2-3-2 維持管理の性能	
2-3-3 施工作業時、維持管理作業時の安全性確保	
2-4. 製品の表示	・ ・ ・ ・ ・ P 8
2-5. 製品の寸法及び構造	・ ・ ・ ・ ・ P 9
2-6. 外観	・ ・ ・ ・ ・ P 9
2-7. 塗装	・ ・ ・ ・ ・ P 9
3. 一般事項	・ ・ ・ ・ ・ P 9
4. 疑義	・ ・ ・ ・ ・ P 9
別表 性能仕様書において下水道用鋳鉄製マンホール 蓋の安全区分／安全管理性能を成立させるため に、規定した性能要素と関連	・ ・ ・ ・ ・ P 10
別図① 専用工具	・ ・ ・ ・ ・ P 11
別図② 下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図	・ ・ ・ ・ ・ P 12
別図③ 下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図	・ ・ ・ ・ ・ P 13

1. 適用範囲

本性能仕様書は、上里町が使用する下水道用鋳鉄製マンホール蓋 φ600（以下「製品」という）の車道用及び歩道用に適用するものであり、その荷重仕様は（公社）日本下水道協会規格（G-4）の T-25 及び T-14 とする。

2. 要求される機能及び性能

2-1. 常時及び雨天時の車両通行に対する安全性能

常時及び雨天時においては、車両がふた上を通行する際に、ふたが破損や飛散しないというこれまでの極めて基本的な事項だけでなく、道路利用者が身近に危険を感じ、実際に重大な事故を起こす可能性があるふた上でのスリップなどの予防は、気候が湿潤で滑りやすい環境においては重要な基本性能と捉え、以下に常時及び雨天時の基本性能を規定する。さらに、これらの基本性能は、耐用年数に対し安全性を発揮できる製品であること。

- (1) 気象環境によらずスリップを防止すること
- (2) ふたのがたつきを防止すること
- (3) 車両荷重に対しふたの変形及び破壊を防止すること

なお、ここで規定する耐用年数は適切に維持管理された製品に対し、車道部においては 15 年、歩道部においては 30 年とする。

2-1-1 耐スリップ性（ふた表面構造）

天候によらず雨天時などスリップしやすい路面環境においても、二輪車などがスリップによる転倒の危険性や心理的不安の発生を感じずにふた上を通行できる摩擦係数（すべり抵抗係数）を有する製品であり、以下の性能、基本構造を有すること。

- ・ 鋳鉄製ふたで二輪車の滑りに対しタイヤのグリップ力を高めるため、表面構造は方向性のない、独立した凸部の規則的な配列と適切な高さであること。
- ・ 取替え時期が容易に識別できるようにふた表面にはスリップサインを設けてあること。
- ・ タイヤのグリップ力を長期的に維持でき、雨水および土砂を排出しやすい構造であること。

検査方法は、ASTM に準拠した DF テスタ又は実際のミニバイク用タイヤを使用する MC フリクションテストのいずれかによること。

① DF テスタによる場合（R85 又は SD-101）

表面粗さ Ra3 以下の供試体で、以下の水準を確保できること。

項目	水準
動摩擦係数	ASTM に準拠している DF テスタによる 60km/h 時の動摩擦係数が規定値以上であること。
	動摩擦係数 0.60 以上

②MCフリクションテストによる場合

出荷状態の塗装付き供試体で、以下の水準を確保できること。

項目	水準
すべり抵抗係数	実際のタイヤを使用した MC フリクションテストによる 30km/h 時のすべり抵抗係数が規定値以上であること。
	すべり抵抗係数 0.40 以上

なお、動摩擦係数とすべり抵抗係数はほぼ同義語であるが、供試体表面状況・測定方法等が異なるため、評価水準の数値は異なる。

2-1-2 耐がたつき性（ふた、受枠の勾配支持構造）

設置周辺へのがたつき騒音を防止し、また、ふたの飛散を防止するために、耐用年数に対しふたのがたつきを防止できる製品であること。そのためにふた及び受枠が一定の耐摩耗性を有し、同一社製品でふたの互換性を有する製品であること。

また、ふたのがたつきを防止する前提として、同時に以下の条件も満足すること。

- (1) 水平及び傾斜面においても受枠が変形せずに施工されること（2-3-1 項）。
- (2) 開ふた性を維持できる製品であること（2-3-2 項）。

●がたつき（初期）

項目	水準
がたつき	この検査は、ふたと枠を嵌合させたものを供試体とし、ふたに下表の予荷重（輪荷重）を加えた後、プラスチックハンマー（2 ポンド程度）でふたの中央及び端部付近を叩き、がたつき（ふたの動き）がないことを確認する。ふたのがたつきの確認は、目視または赤外線変位計で行う。なお、計測器による場合は、0.5mm 以下のこと。
	予荷重 T-25：100kN、T-14：55kN

●がたつき（耐久性能）

耐久性能は、輪荷重走行試験装置又はサーボパルサー耐久試験機のいずれかによること。

①輪荷重走行試験装置による場合

項目	水準
がたつき	15 年間相当の重車両通過による移動荷重と維持管理を想定した輪荷重走行試験において、がたつき現象が生じないこと。
	移動荷重 100kN の輪荷重走行試験において、T-25 は 50 万回まで、T-14 は 5 万回までがたつき音が生じないこと、若しくは、急激な揺動量の増加が発生していないこと。

②サーボパルサー耐久試験機による場合

項目	水準
がたつき	15 年間相当の重車両通過による繰り返し荷重と維持管理を想定したサーボパルサー耐久試験において、がたつき現象が生じないこと。
	100kN の耐久試験において、T-25 は 50 万回まで、T-14 は 5 万回までがたつき音が生じないこと、若しくは、急激な喰い込み力や揺動量の増加が発生していないこと。

2-1-3 耐荷重強さ（ふた基本構造）

通行車両の安全性を確保するために、ふたのたわみと破壊を防止する製品であること。さらには耐用年数に対し、ふた裏面が腐食し薄肉化する環境下においても、ふたが残留変形を起こさない強度を有する製品であること。また、そのためにふた及び受枠が一定の強度と耐食性を有すること。

●基本性能

項目	水準
たわみ量	活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に、安全率 1.5 を乗じた荷重を載荷した時のたわみ量が許容値以下であること。
	試験荷重 T-25:210kN、T-14:120kN／たわみ 2.2mm 以下
発生応力	活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)を載荷した時に発生又は計算された応力が、ふたの材料の許容応力以下であること。
	衝撃荷重 T-25:140kN、T-14:80kN／許容応力 235N/mm ² 以下
耐荷重	耐荷重が、活荷重に衝撃度合いを加えた荷重(衝撃荷重)に安全率 5 を乗じた荷重以下で割れやひびなどの破壊がないこと。
	耐荷重 T-25 : 700kN 以上、T-14 : 400kN 以上
残留たわみ 量	試験荷重を載荷した後のたわみ量が計測誤差内であること。
	試験荷重 T-25:210kN、T-14:120kN／残留たわみ 0.1mm 以下

●腐食環境性能

項目	水準
発生応力	初期寸法から 1.0mm 減肉させた製品に、活荷重に衝撃の度合いを加えた荷重(衝撃荷重)を載荷した時、発生又は計算された応力がふたの材料の耐力値以下であること。
	衝撃荷重 T-25:140kN、T-14:80kN／耐力値 420N/mm ² 以下

- ・ 応力を測定する場合は、設計図書により、製造業者は基本性能/腐食環境性能の発生応力の計算書にもとづき、応力測定箇所の設定根拠を明示すること。
- ・ 応力を計算する場合は、有限要素法解析（FEM解析）又は同等以上の計算方法にて行うこと。

2-1-4 耐久性（材質）

耐荷重性、耐がたつき性及び耐スリップ性を耐用年数に対して維持するために、耐久性に影響する強度、耐摩耗性などについても表 3 に定める材質特性であること。この検査は Y ブロックから JIS Z2241 の 4 号試験片に仕上げて行うこと。

表 3 Y ブロックによる材質の基準値

種 類	材質記号	引張強さ (N/mm ²)	伸 び (%)	硬 さ (HBW)	黒鉛球状化率 (%)
ふ た	FCD 700	700 以上	5～12	235 以上	80 以上
受 枠	FCD 600	600 以上	8～15	210 以上	80 以上

2-2. 大雨、豪雨時など有事における安全性能

前項の常時において要求する性能に加え、大雨時や豪雨時の下水管路内の圧力上昇に起因する突発的事象に対しても、その圧力を確実に解放する機構と浮上するふたの姿勢を制御し、万一、想定外の急激な圧力上昇がこの圧力解放性能を超える際は、道路利用者やマンホールに対する被害を最小限にとどめる性能が全ての設置現場で要求される。

2-2-1 ふたの圧力解放耐揚圧性

1 圧力解放性

大雨により下水管路内の圧力が上昇する場合は、町民の安全とマンホール管路保護のために、マンホール内圧が下水道協会規格 JSWAS G-4 に想定されるふた最大喰い込み力（60kN）相当の荷重を越えるまでに、ふたの喰い込みが解除され圧力解放を始めること。また、ふたの喰い込み力を制御する前提として、水平及び傾斜面においても受枠が変形せずに施工されること（2-3-1 項）。

●圧力解放時の荷重

項目	水 準
圧力解放時の荷重	試験荷重を繰返し 10 回載荷後、ふたの喰い込みが規定値以下で解放されること。
	試験荷重 T-25：210kN、T-14：120kN ／蓋裏からの荷重 60kN（想定最大喰い込み力）以下で喰い込みが解除されること

2 圧力解放時の機能部品強度

圧力解放の際、揚圧荷重に対し、錠と蝶番は破断や解錠することなく、ふたは受枠に連結された状態で浮上し内圧を解放し始めること。さらに内圧上昇する際は、ふたごとの飛散を防止すること。

項目	水準
耐揚圧荷重強さ	ふた裏面からの荷重(圧力)が錠及び蝶番の両方に加わったとき、規定値の範囲で錠部品が破損すること。ただし、蝶番が破損しないこと。※1
	下限：想定最大喰い込み力 60kN 以上 上限：受枠緊結ボルト強度 106kN (0.38MPa) 以下
施錠性 (傾斜設置)	圧力解放時は傾斜角度 12%においても確実に施錠状態であること。

※1 受枠緊結ボルトは鋼製ボルト M16 (強度区分 4.6) の場合。

3 圧力解放中のふた浮上性能

圧力解放している状態での車両通行に対し安全走行できる浮上しろと連結状態を維持できる機能を有し、内圧低下時はふたは安全な状態に自動的に下がり受枠内に収納されること。

●ふた浮上時の走行と施錠安定性

項目	水準
浮上しろ	圧力解放時の錠破断防止と圧力解放中の車両走行安定性確保のため、受枠に対するふたの浮上しろが規定値内であること。
	浮上しろ 20mm 以下
浮上中の車両通行時の施錠性 (水平設置)	水平設置時にふた浮上状態で施錠状態が不安定な高さにおいても、ふた中央を車両通行(約 30km/h)させた場合、開錠しないこと。なお、車両通行方向はちょう番及び自動錠方向とその 90 度ごとの 4 方向とする。
内圧低下後のふた段差 (水平設置)	水平設置時に圧力解放浮上し内圧が低下した後、ふたが受枠に納まった状態で、受枠に対するふたの段差が規定値以下であること。
	段差 10mm 以下
内圧低下後のふた収納性 (傾斜設置)	傾斜角度 12%においても、圧力解放浮上し内圧が低下した後、ふたが受枠に納まった状態となり、受枠から外れる事がないこと。

2-2-2 ふた飛散防止性と転落防止性

万一、計画以上に急激な下水道内の圧力発生により、瞬間的圧力が製品に作用し圧力解放耐揚圧性能を上回る場合は、受枠の隆起やふたの飛散が発生する前に、錠を優先破断させ、ふたは蝶番との連結を維持した状態で開放することで、ふた飛散を防止できること。

また、ふたが開放した状態で、特に路面が冠水した場合、通行者が誤ってマンホール内に転落・落下することを防止するために、内部からの圧力に対する圧力解放耐揚圧性能と通行者に対する荷重強さを有する転落防止装置が設置されていること。

●転落防止装置の耐揚圧強さ

項目	水準
耐揚圧荷重強さ	転落防止の機能部品裏面より、転落防止の機能部品の投影面積と内圧 0.38MPa との積による荷重を加えた際、脱落及び破損しないこと。

●転落防止装置の耐荷重強さ

項目	水準
耐荷重強さ	転落防止の機能部品上面に、人の片足に相当する載荷板をのせて荷重を加えた際、規定値以下で脱落及び破損しないこと。
	耐荷重 4.5kN 以上

- ・同一製品にて耐揚圧荷重強さ試験を行い、その後、耐荷重強さ試験を行うこと。

2-3. 常時、施工時、維持管理時の下水道用鋳鉄製マンホール蓋安全管理性能

2-3-1 施工品質の確保

製品の性能を発揮するには、受枠を変形させることのない高さ調整部材を用いボルト 3 本 (M16) で緊結することを必須とする。そのためボルト締め過ぎによる受枠の変形防止機能、傾斜施工に対し微調整が可能な機能を有する製品であること。

製品の施工は調整部との耐久性を保持するために、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用すること。

●傾斜施工対応

項目	水準
傾斜施工	施工時の製品の傾斜施工が規定値内で可能であること。
	傾斜 12%/受枠のセット、調整部材に支障ないこと。

●受枠変形防止

項目	水準
受枠変形防止	傾斜 12%施工時に性能を確保するため、専用工具を用いて下枠とのボルト緊結を規定の締付けトルクで行ったときに、支持部変形が発生しないこと。
	傾斜 12%、締付けトルク 80N・m/楕円度 0.2mm 以下

2-3-2 維持管理の性能

1 不法開放防止性、不法投棄防止性

下水管きょ内の安全性確保と不法投棄を防止するために閉ふたすることにより自動的に施錠し、かつ維持管理作業者以外が棒状パール(一般パール) やつるはしで開ふたすることが困難な製品であること。

●セキュリティ

項目	水準
不法開放防止性	一般パールやつるはしなどの専用工具以外の工具では、容易に開ふたできないこと。

●不法投棄防止

項目	水準
施錠強度	1.5m の棒状工具 (φ20～φ22) で 150kg の体重による開ふた操作力に相当する荷重をふた裏面からかけて、施錠の機能部品が破損しないこと。

2 雨水流入防止性 (雨水ふたなどのガス穴付き製品を除く)

地形上冠水することが考えられる場所などに設置する製品においては、雨水流入によって下水道内の最大流量、下水処理設備の能力超過を引き起こさない製品であること。

項目	水準
雨水流入量	試験荷重を載荷後、製品全体を囲み高さ 10cm の水を貯水し、水の流出量が規定値以下であること。
	試験荷重 T-25:210kN、T-14:120kN／流入量 100ml/min 以下

3 維持管理作業性の確保

(1) 専用工具にて容易にふたの喰い込みが解け、開錠、開ふたが可能なこと。また、専用工具は別図－①に指定する工具を用いること。

●開放の確実性

項目	水準
開放性	試験荷重を 10 回載荷後、平均的体格の検査員が専用工具で開放可能であること。
	試験荷重 T-25:210kN、T-14:120kN

(2) ふた旋回と転回時にふたの逸脱が防止でき、一方でふたの取付け及び着脱が容易にできる製品であること。

●ふたの脱着性

項目	水準
脱着性	ふたの受枠からの離脱、取付けが容易であること。

●ふたの逸脱防止性

項目	水準
作業性	ふたは 180 度転回及び 360 度旋回が容易に行え、その際にふたが逸脱しないこと。

2-3-3 施工作業時、維持管理作業時の安全性確保

施工作業時、維持管理作業時の作業者及び周辺を通行する町民の安全確保と昇降を容易にするため、梯子機能と転落落下防止機能を有する製品であること。

●転落防止装置の耐荷重強度

項目	水準
耐荷重強さ	転落防止の機能部品上面に、人の片足に相当する載荷板をのせて荷重を加えた際、規定値以下で脱落及び破損しないこと。
	耐荷重 4.5kN 以上

2-4 製品の表示

製品には、製造業者の責任表示として、以下の表示をそれぞれ鋳出しすること。なお、鋳出しの配置は、別図-②、③のとおりとする。

ふた裏面・・・種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、及び製造年[西暦下 2 桁]。

ふた表面・・・維持管理性確保のため、町章、町名「かみさと」、排水区分、「おすい」「うすい」、管理番号 7 桁、6 桁、荷重区分、製造年[西暦下 2 桁]、製造業者のマーク又は略号。

(公社) 日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅰ類の認定資格を取得した製造業者が、その認定工場で製造した製品には、ふた裏面に(公社)日本下水道協会の認定標章(マーク)を上記に加えて鋳出しすること。

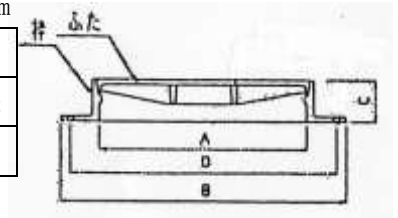
2-5 製品の寸法及び構造

製品は、施工性及び維持管理性を確保するため、次に上げる寸法及び構造を有すること。

1 寸法及び許容差

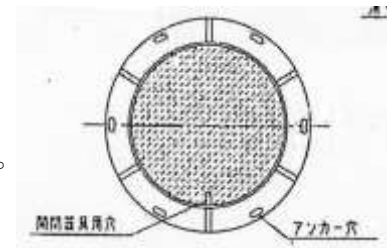
単位 mm

呼び	A:製品内径		B:製品外径		C:製品高さ		D:アンカー穴ピッチ	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
600	600	±3.5	820	±4.0	110	±2.5	760	±4.0



2 構造

- 開閉器具用穴は、1箇所以上設ける。
- 喰い込み力解除用コジリ穴を設けてもよい。
- アンカー穴については、6個又は12個とし、等ピッチで設ける。
- 排除方式「うすい」についてはガス穴（開口部）を設け、「おすい」についてはガス穴（開口部）を設けない。



2-6 外 観

製品の外観は、塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなければならない。

2-7 塗 装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装されなければならない。

3. 一般事項

- 1 本性能仕様は、法令、規格類の改正により、住民、車両などの安全、バリアフリーなどに必要と判断される場合は、規定値を変更する為、年に1回見直しを行うものとする。
- 2 本仕様書の実施は平成27年 4月 1日とする。

4. 疑 義

前項までに該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

別表 :性能仕様書において下水道用鋳鉄製マンホール蓋の安全区分／安全管理性能を
成立させるために、規定した性能要素と関連

LV1	規定した性能要素と関連性																
	ふた摩擦係数制御	ふた揺動制御	ふたたわみ・発生応力制御	ふた・枠の材質制御	ふたの喰い込み力制御	ふたの耐揚圧性能	ふた浮上性能		内圧発生時ふた飛散防止	ふた開放時の転落防止性能	ふた・勾配面の止水性	受枠施工時の品質	専用工具での開ふた性能	ふたの脱着性	ふた逸脱防止性	製品表示	
LV2	初期	初期・耐久性	基本・腐食環境	Yブロック	圧力解放	耐揚圧荷重	傾斜対応	浮上代・圧力解放	ふた収納	浮上時の脆裂性	耐揚圧荷重	耐揚圧	耐荷重	機能部・勾配面	受枠変形防止性	ボルト緊結・傾斜施工	表面・裏面
■市民にとってのGM安全性能																	
1.常時及び雨天時の車両通行		●	●		◎	○							◎	◎			
1-1.耐スリップ					◎												
1-2.耐がたつき				●	◎												
1-3.耐荷重強さ					◎												
2.大雨、豪雨時などの有事において						●	●	●	●	●	●		●	●			
2-1.計画内の内圧						◎							◎	◎			
2-2.計画以上の内圧										●	●	●	◎	◎			
■GM安全管理性能																	
3-1.施工品質において													●	●			
3-2.維持管理において															●		
不法投棄防止																●	
雨水流入防止						○	○							●			
開ふた、逸脱防止						◎	◎								●	●	●
3-3.施工・維持管理時の安全性													●				◎

【 凡 例 】

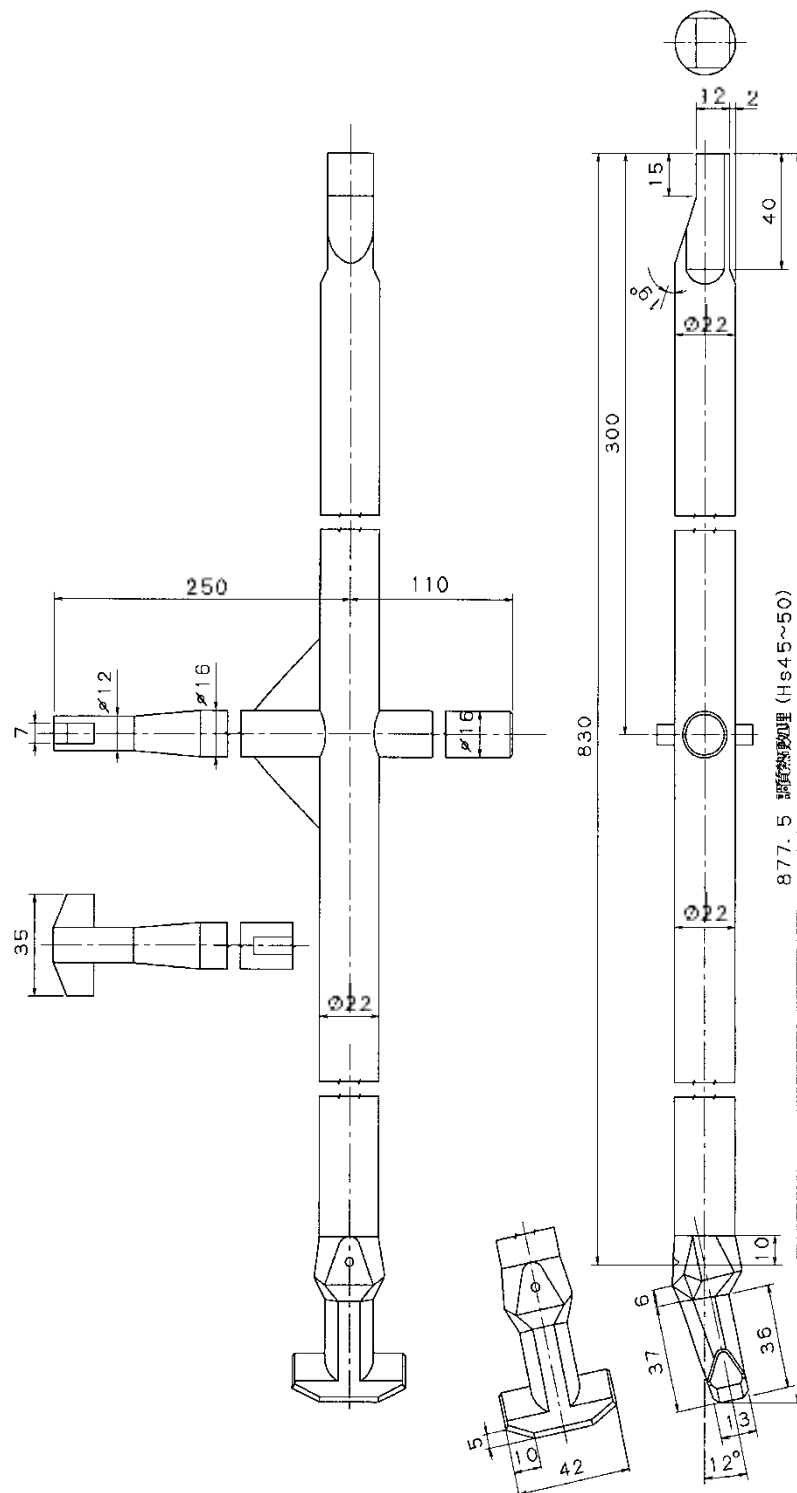
●・・・1次性能

◎・・・1次性能を支える前提となる性能

○・・・1次性能と背反しやすく両立していることを確認すべき性能

専用工具

(単位 mm)



別図－②

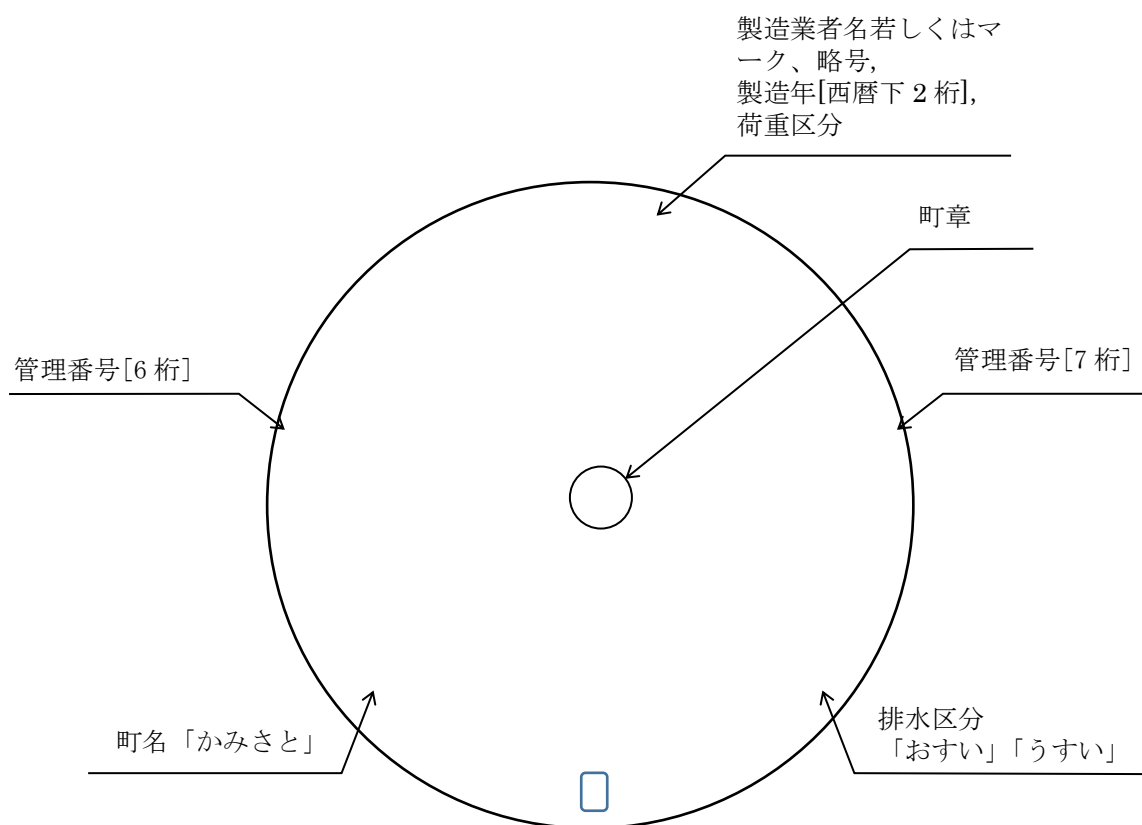
下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図



ふた裏面図

別図－③

ふた表面鋳出し配置図



ふた表面図